

仕様書

1 委託業務名

令和8年度京都市発達障害者支援センター運営業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

京都市発達障害者支援センター「かがやき」は、発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設、機関及び団体（以下「関係施設等」という。）との連携等により、発達障害者に対する地域での総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

4 実施主体

- (1) 業務の実施主体は京都市（発注者）とする。
- (2) 受注者は、委託業務の執行に際し、京都市と緊密に連携をとりながら目的を達成するように努めなければならない。
- (3) 受注者は、京都市の承認を得て、受注する業務の一部について、他の団体に委託することができる（一括再委託に該当する場合を除く（※））。なお、この場合には、団体は、委託先の団体と連携を密にし、一体的に業務の運営に取り組むものとする。

※ 一括再委託とは、原則、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して他の者に履行させることをいい、次に掲げる方法により判定する。

- ① 契約金額の内訳のうち7割を超える額に相当する部分を再委託しようとするとき。
- ② 契約履行手段の主要な項目である部分を再委託しようとするとき。

- (4) 受注者は、京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱（別紙1）第2条に規定する要件をすべて満たさなければならない。

京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱第2条
市長は、申請者が次に掲げる指定の基準をすべて満たしている事業者に限り、指定することができる。

- 一 法第14条第1項各号に掲げる業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していること。
- 二 次の職員を常勤で配置する体制を整えることができること。
 - ア 支援センターの管理責任を行う職員
支援センターの運営に必要な知識及び経験を有する者
 - イ 相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

ウ 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

エ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

三 前ア～エの職員は、各 1 名以上の配置とし、合計で 13 名以上の体制を構築できること。

四 支援センター業務を安定的かつ継続的に行うために、直近 3 年間、支援センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していること。

5 業務の履行場所

(1) 名称

京都市発達障害者支援センター「かがやき」

(2) 所在地

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 20 COCO・てらす内

(3) 開所時間

平日午前 9 時～12 時 午後 1 時～5 時（年末年始を除く）

(4) 物品の貸与及び運営費

京都市からの貸与物品に関しては別紙 2「貸与物品一覧」のとおり。

なお、運営費については、光熱水費及び建物設備の保守管理は京都市が負担し、その他の費用は受注者が負担することとする。

6 利用対象者

- (1) 業務の利用対象者は、市内に居住する自閉スペクトラム症（ASD）、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものがある者のうち、その障害のために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者及びその家族又はその関係施設等の職員等とする。

ただし、発達障害の特性を有すると思料される場合の利用を妨げるものではない。

- (2) 前項の規定にかかわらず、本仕様書 7 (1) ア（ア）に規定する業務の利用対象者は、医療及び療育等の観点から効果があると認められる発達障害児及びその家族（市外居住者を含む。）とする。

7 業務内容

(1) 受注者は、次の業務を行うものとする。

なお、利用者への対応等について、京都市児童福祉センター診療療育課の担当医の助言等が必要な場合は、京都市児童福祉センターに要請することができる。また、必要に応じてCOCO・てらすに入居する各施設とも連携を図ること。

ア 児童の発達障害支援に係る業務

要綱又は要領に従い、次の(ア)(イ)の業務を行うとともに、発達障害児の心理的な判定、指導、助言又は情報提供等を行う。

なお、当該業務の実施にあたっては、京都市児童福祉センター診療所及び第二児童福祉センター診療所と業務の目的・運営方針の共有を行い、連携を図ること。

(ア) 特性アセスメント

半年間の評価プログラムにより、保護者が児童の障害特性を改めて整理し、家庭・学校・地域等での支援につなげることを目的に実施する。

実施にあたっては、「京都市特性アセスメント実施要領」(別紙3)に従い適正に遂行すること。

なお、当業務の実施にあたっては、京都市内在住者は1回1,500円、市外在住者は1回3,000円の使用料を徴収する(京都市こころの健康増進センター条例第7条第4項の場合を除く。)こととし、使用料の徴収にあたっては、受注者は京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務の委託を受けることとする。

(イ) 発達が気になる子どもの保護者学習会

保護者が発達特性の基本や児童の特性を踏まえた支援の考え方を理解することを目的に実施する。対象者は、京都市児童福祉センター(第二児童福祉センター含む。)で、児童の発達について相談している保護者や家族、又は、京都市内に居住し、京都市児童福祉センター以外の医療機関で、子どもの発達について診断を受けている保護者や家族とする。

業務の実施にあたっては、「発達障害に係る保護者学習会実施要綱」(別紙4)に従い適正に遂行すること。

イ 上記以外の発達障害全般の支援に係る業務

(ア) 相談支援

利用者の主訴に応じて、適切な支援機関の情報を提供するとともに、発達障害の診断がある方(発達障害の特性を有すると思料される場合を含む。)に、特性評価を行い専門的な助言を行う。

(イ) 就労支援

発達障害者とその家族・支援者を対象に、就労支援機関と連携し、就労に向けた相談等による支援を行う。

(ウ) 普及啓発及び研修

発達障害に関する京都市民向けの啓発を実施するとともに、京都市民や京都市の発達障害児者に関わる関係機関等に対して、発達障害の特性や支援の考え方についての

情報提供や研修を行う。

- (2) (1)に掲げる業務の実施にあたっては、利用者の特性等を十分に理解したうえで、適切な環境調整を図ることとする。
- (3) (1)に掲げる業務以外においても運営に当たり必要な業務が生じた場合には、京都市と密接に連携を図りながら取り組むこととする。

8 関係施設及び機関との連携

受注者は、発達障害者に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、関係施設等との密接な連携を図ることとする。

9 苦情解決等

- (1) 受注者においては、その業務に関し発達障害者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (2) 受注者は、受注業務に関し発注者が行う文書その他の提出及び提示並びに質問、照会及び調査に協力するとともに、発注者からの指導又は助言に従い必要な改善等を行わなければならない。

10 費用

- (1) 業務の利用に係る費用は無料とする。ただし、本仕様書 7 (1) ア (ア) の業務について、京都市こころの健康増進センター条例第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定によるものとする。
- (2) 前項の規定に定めるもののほか、利用者に帰すべき負担については、別に利用者に負担させることができる。

- 1.1 受注者は、委託業務を終了したときは、令和 9 年 4 月 30 日までに関係書類を添えて、発注者に実績報告を提出するものとする。

1.2 業務の引き継ぎ

- (1) 履行期間満了以降に本業務の受注者が変更になる場合には、責任を持って次期受注者に円滑に業務の引き継ぎを行い、相談継続中の利用者が不利益を被ることのないよう努めること。特に、次年度以降にまたがる相談案件や、既に日程等が確定している事業については、詳細な進捗状況や決定事項を文書等で整理し、次期受注者が直ちに業務を遂行できるよう責任を持って引き継ぐこと。これにより、相談継続中の市民等の利益が損なわれることのないよう万全を期すこと。
- (2) 受注者は本業務の開始にあたり、前年度において既に実施日程や内容が周知又は確定している研修会や相談業務等の各事業については、前年度受注者からの引継ぎ内容に基づき、日程等の変更を行うことなく確実に履行すること。また、利用者や関係機関等に混乱が生じないように、前年度受注者と十分な連携を図り、円滑な業務開始に努めること。
- (3) 業務遂行にあたって得た個人情報等については、前項にかかわらず十分な引継ぎが確認された後に、PC、サーバー等から確実に消去するとともに、紙類については復元不可能

な形で廃棄すること。

1 3 秘密の保持、従業者の監督、個人情報の適正な取り扱い

- (1) 受注者は、業務を実施するうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。
- (2) 受注者は、従業者に対し、当該業務に従事するうえで知り得た個人情報及び秘密をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1 4 個人情報の適正な取扱い

受注者は、別紙5「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に従い、適正に個人情報を取り扱わなければならない。

1 5 経理の明確化

受注者は、委託業務の遂行については、他の会計と区別し、その経理を明確にしなければならない。

1 6 その他

この仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が生じた場合には、法又は京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱（別紙6）の理念に従い、両者協議のうえで決定するものとする。

<別紙一覧>

- 別紙1 京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱
- 別紙2 貸与物品一覧
- 別紙3 京都市特性アセスメント実施要領
- 別紙4 発達障害に係る保護者学習会実施要綱
- 別紙5 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書
- 別紙6 京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱

京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この取扱要綱は、発達障害者支援法（以下「法」という。）第14条第1項及び京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱第2条第2項に基づく発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の委託における指定（以下「指定」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の基準)

第2条 市長は、申請者が次に掲げる指定の基準のすべてを満たしている事業者に限り、指定することができる。

一 法第14条第1項各号に掲げる業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していること。

二 次の職員を常勤で配置する体制を整えることができること。

ア センターの管理責任を行う職員

センターの運営に必要な知識及び経験を有する者

イ 相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

ウ 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

エ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

三 前号の職員は、各1名以上の配置とし、合計で13名以上の体制を構築できること。

四 センター業務を安定的かつ継続的に行うために、直近3年間、センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していること。

(2) 前項の申請は、第1号様式を用いて行うものとする。

(指定)

第3条 前条第1項に規定する基準をすべて満たすと認められる場合、市長は第2号様式を用いて法第14条第1項に基づく指定の通知を行い、基準を満たしていないと認められる場合、第3号様式を用いて指定しないことの通知を行うものとする。

2 前項の指定において、複数の申請がある場合、市長はもっとも優れている一者のみを指定するものとする。

3 第1項の指定の期間は、指定の日から1年間とする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項については、こころの健康増進センター所長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

2 第3条第3項の指定期間に関して、令和7年度に指定を行う場合は、その期間は令和8年3月31日までとする。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職名・氏名

発達障害者支援センター指定申請書

発達障害者支援法第14条第1項の規定による発達障害者支援センターの指定を受けたく、同条第2項の規定により以下の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 法第14条第1項各号に掲げる業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していることを証する書類
- 2 常勤職員の配置体制がわかる書類
- 3 直近3年間、センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していることを証する書類
- 4 その他

以上

第2号様式（第3条関係）

第〇〇号
年 月 日

所在地
名 称
代表者職・氏名

京都市長

発達障害者支援センター指定通知書

年 月 日付けの発達障害者支援法第14条第2項に基づく発達障害者支援センターの指定申請について、本市において発達障害者支援センター業務を適正かつ確実に行うことができると認めましたので、同条第1項の規定に基づき、次のとおり指定し、通知します。

指定法人 所在地
種 別
名 称

指定期間： 年 月 日～ 年 月 日

第3号様式（第3条関係）

第〇〇号
年 月 日

所在地
名 称
代表者職・氏名

京都市長

発達障害者支援センター不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった発達障害者支援法第14条第1項に基づく発達障害者支援センターの指定について、本市において発達障害者支援センター業務を行う基準を満たしているとは認められませんでしたので、指定しないこととする旨通知します。

指定しない理由

（教示）この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。

品名名称	規格	点数
ワイヤレスアンプ	TOA WA-1802+WTU-1820	1
ホワイトボード	生興 SW-1890	1
ワイヤレスマイク	TOA WM-1210	1
ワイヤレスマイク	TOA WM-1210	1
書類整理庫	TOYOSTEEL A4G-316	1
書類整理庫	生興 A4G-209	1
ロッカー(3連)	ナイキLK3JN-NG	1
ロッカー(3連)	ナイキLK3JN-NG	1
ロッカー(3連)	ナイキLK3JN-NG	1
ロッカー(3連)	ナイキLK3JN-NG	1
軽量ラック	JOINTEX BR-7415-6	1
軽量ラック	JOINTEX BR-7415-6	1
軽量ラック	JOINTEX BR-7415-6	1
軽量ラック	JOINTEX BR-7415-6	1
軽量ラック	JOINTEX BR-7415-6	1
いす運搬車	東洋事務機工業製 TC	1
その他	川島書店心理教育プロフィール	1
デジタル多機能電話機	沖電気工業株式会社製	9
ギガアクセスVPNルーター	RTX830	1

京都市特性アセスメント実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自閉症スペクトラムのある児童の特性に関し、保護者により具体的に理解いただき、個々の児童の発達の特性に応じた支援の方法を見出し、家庭、学校、地域などにおける児童への適切な支援につなげることを目的とする直接指導による療育としての特性アセスメント（以下「アセスメント」という。）の実施に際し、「京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱」（以下「センター実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を規定しようとするものである。

(実施主体)

第2条 アセスメントの実施主体は、京都市とする。ただし、アセスメントの一部を市長が適当と認める者に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 アセスメントの対象者は、京都市児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）で自閉症スペクトラムと診断された就学後の児童のうち、担当医が利用を必要と判断した児童とその保護者とする。

(事前ガイダンス)

第4条 利用を希望する者は、自閉症スペクトラムの特性への評価や支援を目的に開催する学習会に参加するものとする。

(実施期間)

第5条 実施期間は、利用者ごとに6か月程度とする。

(事業内容)

第6条 実施する事業の内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 児童への心理検査実施による導入時の状態把握
- 2 アセスメントの目的や前提となる知識に関するガイダンス
- 3 事前評価のまとめと保護者への評価計画の説明
- 4 児童への個別指導
- 5 評価のまとめに関する保護者との共有

(実施方法)

第7条 アセスメントの実施日時、場所及び内容等は、アセスメントの実施年度ごとに定めることとし、利用希望者はセンター実施要綱に定める様式により申し込むものとする。

(使用料)

第8条 事業の利用者は、京都市こころの健康増進センター条例に定める使用料を本市に納入するものとする。

(事業報告)

第9条 第2条の規定に基づき事業を委託した場合には、受託した者は、別に定める様式により、受託した年度の翌年の4月30日までに実績を京都市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項についてはこころの健康増進センター所長が別に定める。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

発達障害に係る保護者学習会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害若しくはその疑いのある子ども（18歳未満）の保護者等に発達障害に関すること等を理解いただくことを目的とする保護者学習会（以下「学習会」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 学習会の実施主体は、京都市とする。ただし、学習会の一部を市長が適当と認める者に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 学習会の対象者は、第1項から第3項までのいずれかに該当する者とする。

- 1 京都市児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）で、子どもの発達について相談されている保護者（養護者）、家族
- 2 京都市内に居住し、京都市児童福祉センター以外の医療機関で、子どもの発達について診療を受けている保護者（養護者）、家族
- 3 上記のほか、市長が参加することを適当と認める者（支援者）

(事業内容)

第4条 学習会は講師による講演方式とし、その内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 発達障害の特性は概要等、発達障害に関する基本的な理解を中心とする講座
- 2 発達障害の特性を踏まえて子どもへの理解を深め、一人ひとりに合った支援や工夫を考えることを中心とする講座
- 3 子どものライフステージや家族の状況等に焦点をあてた内容等、発達障害の基本理解から一步広げて考えることを中心とする講座

(実施方法)

第5条 実施に当たっては、第3条に掲げる対象者に、学習会の実施日時、場所及び講座内容をお知らせし、対象者が受講を希望する講座を選択のうえ、京都市若しくは事業受託者に申し込むことにより受講者を募る。

- 2 学習会の実施日時、場所及び説明内容並びに受講者の募集方法等は、学習会の実施年度ごとに別に定める。

(講師)

第6条 学習会の講師は、医師、事業を受託した者若しくは受託者が説明内容に応じ必要として選定した者とする。

(事業報告)

第7条 事業を受託した者は、別に定める様式により、受託した年度の翌年の4月30日までに開催実績を市長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学習会の実施に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。
ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設、機関及び団体（以下「関係施設等」という。）との連携等により、発達障害者に対する地域での総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として設置する京都市発達障害者支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は京都市とする。

- 2 本市は、事業を適切に運営することができる公共的団体であって、法第14条第1項に定めるもの（以下「団体」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。
- 3 団体は、本市の承認を得て、受託する事業の一部について、他の団体に委託することができる。なお、この場合には、団体は、委託先の団体と連携を密にし、一体的に事業の運営に取り組むものとする。

(事業内容)

第3条 支援センターにおいては、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) 相談支援 発達障害に関する問題について、指導、助言又は情報提供を行う。
- (2) 発達支援 発達障害者の心理的な判定、指導、助言又は情報提供等を行う。
- (3) 就労支援 就労に向けた必要な相談等による支援を行う。
- (4) 普及啓発及び研修 発達障害に関する啓発を行うとともに、その特性、対処方法及び療育方法等について関係施設等への研修を行う。
- (5) 前各号附帯業務 前各号に掲げる業務に附帯する関係機関との情報連携の推進を行う。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、市内に居住する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものがある者のうち、その障害のために日常生活又は社会生活に制限を受ける者及びその家族（前条第4号にあっては、関係施設等の職員等を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2号に規定する事業（以下「発達支援」という。）の利用対象者は、医療及び療育等の観点から効果があると認められる発達障害者及びその家族（市外居住者を含む。）とする。

(利用の方法)

第5条 事業の利用に関する相談及び受付は、支援センターにおいて行う。

- 2 発達支援のうち直接指導による療育（以下「療育」という。）を受けようとする者は、直接指導による療育利用申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、直接指導による療育利用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（相談支援、就労支援及び普及啓発・研修の方法等）

第6条 相談支援、就労支援及び普及啓発・研修の方法等については、関係施設等と連携しながら行う。

(発達支援の方法等)

第7条 発達支援の方法は、発達障害者の円滑な社会生活を促進するため、個々の障害特性に応じて、個別又は集団で行う。

(関係施設及び機関との連携)

第8条 支援センターは、発達障害者に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、関係施設等との密接な連携を図る。

2 支援センターは、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、関係施設等により構成される連絡協議会を定期的に開催する。

3 連絡協議会については、別に定める。

(苦情解決等)

第9条 支援センターにおいては、その事業に関し発達障害者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 事業を受託する団体は、受託事業に関し本市が行う文書その他の提出及び提示並びに質問、照会及び調査に協力するとともに、本市からの指導又は助言に従い必要な改善等を行わなければならない。

(費用)

第10条 事業の利用に係る費用は無料とする。ただし、療育については、京都市こころの健康増進センター条例（以下「条例」という。）第7条第3項及び第4項の規定によるものとする。

2 前項の規定に定めるもののほか、利用者に帰すべき負担については、別に利用者が負担することがある。

(その他)

第11条 法、発達障害者支援センター運営事業の実施について（平成17年7月8日付け障発第0708004号）、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成17年7月8日付け障発第0708001号）及び条例に規定するもののほか、この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項については、こころの健康増進センター所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、京都市発達障害者支援センター運営事業の実施に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

直接指導による療育利用申請書

年 月 日

（宛先）京都市長

申請者 住所

氏名
（利用者との続柄： ）
電話

次のとおり、直接指導による療育の利用を希望するので申請します。

利用を希望する方	氏 名	
	生年月日	年 月 日

（注）該当する□には、レ印を記入してください。

生活保護世帯の方及び市民税非課税世帯の方については、利用料金が免除されます。
該当する場合は、次の欄にレ印をしてください。

☐ 生活保護世帯	☐ 市民税非課税世帯
* 生活保護世帯については保護受給証明書を、市民税非課税世帯については非課税であることを証する書類を添付してください。（京都市外居住者については各自治体等の住民税が非課税であることを証する書類を添付してください。） * 保護受給証明書は福祉事務所で、非課税の証明書は区役所で申請してください。	

第2号様式（第5条関係）

直接指導による療育利用承認通知書

年 月 日

様

京 都 市 長
(担当)

直接指導による療育の利用について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

利 用 者 氏 名		年 月 日生
申 請 者 氏 名		
利 用 場 所	☐ 発達障害者支援センター ☐ 第二児童福祉センター	
開 始 年 月 日	年 月 日	
利 用 料 金	☐ 負担あり（ ☐ 市内居住者：1回1500円 ☐ その他：1回3000円） ☐ 負担なし（免除）	

（注）該当する事項については、□内にレと表示しています。